

# MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。  
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

## 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴うDBへの影響について

### ポイント

**（基金型企业年金のみ対応が必要です。規約型企业年金については対応不要です。）**

令和2年6月12日に「個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）等の一部を改正する法律」（注1）が公布され、「個人情報保護法」の定期的な見直しとともに、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「デジタル社会形成整備法」）」（注2）により、国や地方公共団体、独立行政法人や学術研究関係等も含め、民間団体と共通のルールに1本化する「個人情報保護法」の改正（以下「令和3年改正」）も行われました。

令和4年4月1日から施行（注3）される主な概要と対応事項をご案内いたします。

### 【改正法の主な概要】（個人情報保護委員会HPより抜粋）

分類	概要	
ア. 個人の権利	①利用停止・消去等の個人の請求権	個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも利用停止等ができるよう要件緩和
	②保有個人データの開示方法（注4）	電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるように改正
	③第三者提供記録	本人が開示請求できるように改正
	④短期保存データ（注5）	開示、利用停止等の対象に追加
	⑤オプトアウト規定（注6）	「不正取得された個人データ」と「オプトアウト規定により提供された個人データ」を第三者提供不可に改正
イ. 事業者の守るべき責務	情報漏洩発生時	漏洩等で個人の権利利益を害するおそれがある場合（注7）に委員会への報告及び本人への通知を義務化
	個人情報の利用	不適正な方法の場合は利用不可である旨を明確化
ウ. 事業者による自主的な取組を促す仕組み	認定団体制度（注8）	企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定可能に改正
エ. データ利活用に関する施策	開示・利用停止請求への対応等	氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設、内部分析に限定する等を条件に義務緩和
オ. ペナルティ	法定刑・罰金刑（注9）	委員会による命令違反等の法定刑及び法人に対する罰金刑の最高額の引上げ
カ. 法の域外適用・越境移転	日本国内の個人情報等を取り扱う外国事業者	罰則によって担保された報告徴収・命令の対象化
	外国にある第三者への個人データの提供	移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等

・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。  
 ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。  
 ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。  
 ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

ポイント

【施行日】 令和4年 4月 1日

【対応事項】（対象：基金型企業年金）

- 「個人情報保護管理規程」および「特定個人情報取扱規程」の変更が必要です。  
 企業年金連合会HPより、最新の規程ひな形（注10）を入手し、規定変更等をお願いいたします。  
 ・ 次回代議員会で審議のうえ議決ください。  
 ・ 理事長専決処分にて決定し、報告事項として代議員会で説明することも差し支えありません。  
 （※）規約型企業年金での対応は不要ですが、貴社での個人情報等の取扱いをご確認ください。

【『個人情報保護管理規程』の主な変更点】（対象：基金型企業年金）

- ・ 「仮名加工情報」「個人関連情報（※）」の定義を追加（「匿名加工情報」の定義は移転）
- ・ 平成28年個人情報保護委員会規則第3号に規定する個人の権利利益を害するおそれの大きいもの（個人データの漏洩等）が生じた場合の「個人情報保護委員会への報告」義務化を追加
- ・ 違法又は不当な行為を助長、誘発する懸念がある方法での個人情報の利用の禁止規定を追加
- ・ ホームページ掲載等による公表事項に、団体の「住所」「代表者名」、保有個人データの安全管理措置を追加
- ・ 違法により取得した個人データ等の第三者提供を行わない規定を追加
- ・ 開示請求可能な情報に「第三者提供記録」を、開示方法に原則本人が請求した方法を追加
- ・ 利用不要となった場合等に本人請求による保有個人データの「利用停止」や「第三者提供の停止」規定を追加
- ・ 個人情報を加工する「仮名加工情報」を作成しないこと、「個人関連情報」を第三者に提供しないことを追加  
 （※）「個人情報」「仮名加工情報」「匿名加工情報」のいずれにも該当しないもの

【『特定個人情報取扱規程』の主な変更点】（対象：基金型企業年金）

- ・ 平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号に規定する個人の権利利益を害するおそれの大きいもの（特定個人情報の漏洩等）が生じた場合の「個人情報保護委員会への報告」「本人への通知」義務化を追加

（注1）法律 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612\\_houritsu.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612_houritsu.pdf)  
 政令 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324\\_sekoureisinnkyu.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324_sekoureisinnkyu.pdf)  
 規則 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324\\_sekoukisoku.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324_sekoukisoku.pdf)

（注2）法律 [https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20210901\\_laws\\_r3\\_37\\_article.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20210901_laws_r3_37_article.pdf)  
 政令 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211029\\_sekourei.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211029_sekourei.pdf)  
 規則 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211116\\_sekoukisoku.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211116_sekoukisoku.pdf)

（注3）政令 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211029\\_sekoukijitsu.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211029_sekoukijitsu.pdf)  
 「デジタル社会形成整備法」第51条による改正に係る部分（地方関係）の施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内で別途定めることとされています。なお、「オ.ペナルティ」は令和2年12月12日に施行されました。

（注4）現行は原則、書面の交付による方法  
 （注5）6ヶ月以内に消去するデータ  
 （注6）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度  
 （注7）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定  
 （注8）現行、対象事業者のすべての分野（部門）が対象  
 （注9）法定刑・罰金刑  
 ・ 命令違反 : 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ⇒ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
 ・ 虚偽報告等 : 30万円以下の罰金 ⇒ 50万円以下の罰金  
 ・ データベース等不正提供罪・命令違反 : 50万円又は30万円以下の罰金 ⇒ 1億円以下の罰金（法人重科）

（注10）企業年金連合会HP（個人情報保護管理規程（雛形）・特定個人情報取扱規程（雛形））  
<https://www.pfa.or.jp/activity/mynumber/index.html#01>

【ご参考】個人情報保護委員会HP  
 ■ 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）」  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612\\_gaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612_gaiyou.pdf)  
 ■ 「デジタル社会形成整備法（概要）」  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou\\_gaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf)

○別添資料(詳細版)：

『個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴うDBへの影響について』